

# 協同学習

～学習指導と生徒指導の一体化～

広島市教育委員会生徒指導課

児童生徒にとって、学校生活の中心は授業です。児童生徒一人一人に楽しくわかる授業を実感させることは教師に課せられた重大な責務です。ここに、教科における生徒指導の原点があります。生徒指導は教科指導を充実したものとして成立するために重大な意義を持っています。

日々の教科指導において、生徒指導の機能を発揮させることは、児童生徒一人一人が生き生きと学習に取り組む、学校や学級の中での居場所をつくることにほかなりません。このことには、児童生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、自尊感情を育て、自己実現を図るという重要な意義があります。

また、授業において生徒指導の機能を生かすことは、学級集団における人間関係を調整・改善し、豊かな人間性を育成することにつながります。

協同学習に取り組むことで、「学習指導と生徒指導の一体化」を図りましょう。

## 協同学習とは

協同学習とは、日々の授業の中に、良質なコミュニケーションの場を創出しようとする取組で、児童生徒同士が、自分の考えや思いを伝え合ったり聴き合ったり、また、役割を受け持ったりしながら、互いに心や力を合わせて取り組む学習方法です。

協同学習に取り組むことにより、「気持ちがあった・わかってもらった」、「サポートできた・してもらえた」といった良質な人間関係を促進し、児童生徒の対人関係や学習への適応感を高めます。

「良質な」とは、一人一人の児童生徒が「安心感」、「承認感」、「自己有用感」を相互に体感できるということです。「良質な」コミュニケーションの場は、児童生徒の「相互交流・相互理解・相互援助」を促進し、その結果、児童生徒の情緒が安定し、学校生活への適応感を高めていきます。「良質な」コミュニケーションの場を創出するとは、「生徒指導の三つの機能」を生かした教育の実践でもあります。



## 協同学習の5要件

協同学習を効果的に進めるためには、次の5つの要件が必要になります。

### ① 相互協力関係

自分がやらないと相手がうまくできず、相手がやらないと自分もうまくいかないような双方が協力しないと成り立たない場を設定します。例えば、体育科の器械運動で集団演技を行ったり、社会科の歴史学習でジグソー法を用いたりするなど、児童生徒の力を組み合わせ、高め合わせる活動を取り入れることが考えられます。



### ② 対面的・積極的相互作用

児童生徒同士の相互交流が活発になるように、机を対面させ、お互いに顔や頭をつき合わせるような場面を設定します。

### ③ 個人の責任

特定の児童生徒に一方的に頼ることがないように、個人で考える時間を保証するとともに、グループのメンバーそれぞれに司会、記録、発表、タイムキーパーなどの役割を受け持たせて学習活動を進めます。

### ④ 協同に必要なスキルの活用・奨励・訓練

協同に必要なスキル（聞き方や話し方などのスキル）が活用されるように促したり、励ましたりします。

### ⑤ 改善に向けたグループでの取組

どうすれば自分たちの協同学習がもっとよくなるかについて振り返らせたり、話し合わせたりする時間を確保します。



## 協同学習の基本的な進め方

協同学習の基本的な流れは、以下のようになります。

### ① 学習課題の明示

学習のめあて、課題が明確であれば、学習のゴールも明確になります。そのことで、児童生徒は見通しを持って学習に取り組むことができるようになります。教師が児童生徒に学ばせたい内容を児童生徒にわかるようにするにはどのような表現を用いて「学習課題」を示すかも大切なことです。「なぜ～?」、「どのように～?」のように学習問題を設定することも効果的です。

協同学習の効果を高めるには、適切な課題設定が不可欠です。

### ② 個人思考

ペアやグループでの協同学習を活性化させるためには、まず、個人で学習課題に対する自分の考えや思いを整理する時間を設けます。必要な児童生徒には、ヒントカードを用いるなど、個別支援を行うことも考えられます。

### ③ 集団思考

ペアやグループでの活動は、児童生徒が話し合う必然性を感じていなければなりません。そのためには、教師による明確で適切な課題の提示が不可欠です。また、特定の児童生徒に一方的に頼ることがないように、グループのメンバーそれぞれに司会、記録、発表、タイムキーパーなどの役割を受け持たせて学習活動を進めます。

### ④ 全体交流

全体交流では、いつも全てのグループの意見を発表させる必要はありません。より深い学びへとつなげるために、「練り上げる」という活動を仕組むことも必要です。集団思考の場面では、どの場面で、どの児童生徒を活かせるかを工夫することも大切です。

### ⑤ 振り返り

児童生徒自身が自分の学びをきちんと振り返る機会を設定することが大切です。また、どのように仲間を援助すればよかったか等についても、グループで振り返らせる機会を設定することも大切です。



## 協同学習における教師の働きかけ

協同学習の効果を高めるためには、教師の次のような働きかけが必要です。

### ○ 学習課題の設定

児童生徒が協力したり助け合ったりすることにより解決できたり、役割分担して共同作業ができたりする課題を設定します。

### ○ 協同学習の際のマナーやルールの設定・確認

協同学習に必要なマナーやルールを児童生徒と確認します。それらを掲示物にして学級掲示しておくことも大切です。

### ○ 明確な指示

教師は、一度に1つの指示、短く端的に言葉を精選した指示など、明確な指示を出します。

### ○ 適切な介入

教師は、「聴く、つなぐ、戻す」という手法を用いて、児童生徒のコミュニケーションに介入します。

### ○ 振り返りの指示と評価

振り返りは、学習面にとどまらず、グループや学級といった集団での取組の過程についても行うようにします。また、児童生徒自身が自分の学びをきちんと振り返り、主体的で自立的な学びを身につけることができるよう、教師からの評価情報や仲間からの相互評価の情報を活用します。

## 授業（協同学習）に生徒指導の機能を生かすためのチェックリスト

### 自己決定の場を与えることに関する手立て

- 1 児童生徒が興味・関心を持ち、主体的に学ぼうとするように、教材提示の方法を工夫している。
- 2 思考場面や観察場面で、考えたり観たりする視点を示している。
- 3 児童生徒が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行っている。
- 4 児童生徒自身が学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにしている。
- 5 一人調べを取り入れたり、一人で考える時間を十分に与えたりしている。
- 6 児童生徒自身が、自分の考えを発表する場を設けている。
- 7 教育機器の活用を図ったり、多様な教材、教具、資料を準備したりしている。
- 8 児童生徒が今日の学習を振り返り、これからの学習について考えるような場を設けている。
- 9 対立意見を生むような発問を工夫している。

### 自己存在感を与えることに関する手立て

- 1 児童生徒のつばやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにしている。
- 2 児童生徒相互が協力して学習できるように、ペアやグループでの学習を取り入れている。
- 3 全員が応答できたり、参加しているという気持ちを持てたりするように発問などを工夫している。
- 4 児童生徒の実態を把握し、授業のどの場面でのどの児童生徒を活かせるか工夫している。
- 5 多様な考えを提示し、お互いの考えに気づかせるように工夫している。
- 6 発言をしない児童生徒への心配りに努めている。
- 7 授業に意欲を見せない児童生徒や学業が振るわない児童生徒も学習していけるような支援をしている。

### 共感的人間関係を育成することに関する手立て

- 1 児童生徒一人一人を受け入れてほめ、児童生徒の人間性を認めるようにしている。
- 2 たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考えや意見のように思われても熱心に聴いたりするようにしている。
- 3 間違った応答を笑わないように指導している。
- 4 友達の意見に声を出してうなずいたり、拍手したりするよう促している。
- 5 相互評価を取り入れ、お互いのよさを認めあうことができるようにしている。
- 6 教師主導にならず、児童生徒のテンポに合わせながら授業を進めている。
- 7 発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにしている。

# 児童虐待への対応について

広島市教育委員会生徒指導課

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する重大な権利侵害です。最悪の場合、子どもを死に至らしめる事例も少なくありません。

令和元年6月26日に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年4月1日施行)には、親権者等による体罰の禁止が明記されています。保護者による虐待は、家庭内における「しつけ」とは明確に異なり、親権者の懲戒権などによって正当化されるものではありません。

園・学校・教育委員会等の関係者は、子どもの安全を守る立場から虐待の態様等について理解し、適切に対応していくことが必要です。

## 児童虐待とは

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意する必要があります。

### ① 身体的虐待

たたく、ける、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、噛む、しばる、水につける、タバコ等の火を押し付ける、首をしめる、戸外出しなど。

### ② 性的虐待

子どもへの性交、性的暴行、性行為の強要・教唆、性器を触る又は触らせる、性器や性交を見せる、裸の写真を撮るなど。

### ③ ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

子どもの健康や安全への配慮を怠っている(学校に行かせない、病気になっても治療を受けさせない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する)、食事・衣服・住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。

### ④ 心理的虐待

言葉で脅す、無視する、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけるようなことを繰り返して言う、著しくきょうだい間で差別的扱いをするなど。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス(DV)を子どもが目撃するなど。

## 園・学校、教職員の役割・責務

園・学校、教職員には、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童相談所や各区のこども家庭相談コーナーに通告や情報提供を速やかに行うことが求められています。児童虐待の防止等に関する法律において、園・学校や教職員に求められている主な役割は、次の4点です。

### ① 虐待の早期発見に努めること(努力義務)【第5条第1項】

### ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、こども家庭相談コーナーや児童相談所に通告すること(義務)【第6条】 ※ 通告は、守秘義務違反に当たらない。

### ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)【第5条第2項】

### ④ 虐待防止のための子ども等への教育に努めること(努力義務)【第5条第3項】

保護者から園・学校に情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合は、**情報元を保護者に伝えないこと**とするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。また、**保護者から威圧的な要求等を受け**る可能性がある場合は、**即座に児童相談所や警察と連携**して対応します。また、教育委員会生徒指導課にも連絡してください。



## 虐待の早期発見

園・学校は、虐待は「どこにでも起こり得る」という認識に立ち、子どもや保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。

子どもについての異変・違和感	<input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 触られること・近づかれることをひどく嫌がる <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣い <input type="checkbox"/> 極端に無口 <input type="checkbox"/> 大人への反抗的な態度 <input type="checkbox"/> 顔をうかがう態度 <input type="checkbox"/> 落ち着かない態度 <input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> 性的に逸脱した言動 <input type="checkbox"/> 集中困難な様子 <input type="checkbox"/> 持続的な疲労感・無気力 <input type="checkbox"/> 異常な食行動、衣服が汚れている <input type="checkbox"/> 過度なスキンシップを求める など
保護者についての異変・違和感	<input type="checkbox"/> 感情や態度が変化しやすい <input type="checkbox"/> イライラしている <input type="checkbox"/> 余裕がないように見える <input type="checkbox"/> 表情が硬い <input type="checkbox"/> 話しかけても乗ってこない <input type="checkbox"/> 子どもへの近づき方・距離感が不自然 <input type="checkbox"/> 人前で子どもを厳しく叱る・叩く <input type="checkbox"/> 連絡が取れにくい <input type="checkbox"/> 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い <input type="checkbox"/> 行事に参加しない <input type="checkbox"/> 家の様子が見えない など
状況についての異変・違和感	<input type="checkbox"/> 説明できない不自然なケガをする、繰り返しケガをする <input type="checkbox"/> 体育や身体計測のときによく欠席する <input type="checkbox"/> 低身長や低体重、体重減少 <input type="checkbox"/> 保護者といるときには顔をうかがう態度で表情が乏しいが、保護者がいなくなると急に表情が晴れやかになる <input type="checkbox"/> 子どもの具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子 <input type="checkbox"/> その家庭に対する近隣からの苦情や悪いうわさが多い など

「4つの不自然」にも注意して、子どもの様子を観察しましょう。

- ① 不自然な傷・・・遊んでいてケガをするような部位でない所にある傷や、ちょっとした事故ではありえないような火傷など。
- ② 不自然な説明・・・子どもの傷の原因について聞いても傷の状況から不自然な説明をしたり、話が二転三転したりするなど。
- ③ 不自然な表情・・・無表情であったり、大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことで脅えるような表情をしたりするなど。
- ④ 不自然な行動・・・親が現れると急にそわそわして多動になったり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない性的な素振りを見せるなど。



## 虐待の対応

個々の教職員だけで虐待の問題に対処することは極めて困難です。このため、教職員は虐待が疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに管理職に相談・報告し、次の点に留意しながら、組織的に対応していくことが重要です。

### (1) チームとしての対応

通告先としての児童相談所や各区のこども家庭相談コーナーのほか、当事者たる保護者に対応することなどがあり、管理職が前面に立った組織的対応、関係職員によるチームとしての対応をすることが大切です。

### (2) 早期対応

児童相談所は、重大事案については通告から数時間で一時保護に係る一連の手続きをとりたいと考えており、**子どもが在園・在籍している時間帯での対応**が求められます。

園・校内で協議と情報収集を重ね続けることで時間ばかりが経過してしまうなどにより事態が悪化することは避けなければいけません。

### (3) 具体的記録

外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、養護教諭などが確認し、スケッチやメモ、可能であれば写真で傷の状況を詳細に記録します。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列で本人の発言内容も含めて具体的に記録します。

※ 該当する子どもが、傷の写真を撮られることを嫌がる場合や、写真を撮ることにより、子どもに不安を与える恐れがある場合、また、ケガをした箇所により、写真を撮ることが難しい場合は、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録してください。

※ 虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所等の職員などの専門部署が対応したほうが望ましく、**園・学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はせず、「いつ」「どこで」「誰が」「何をした」を確認する程度にしてください。**特に、性的虐待が疑われる場合は、学校は積極的な事実確認等を行う前に、早急に児童相談所と連携して対応してください。

## 虐待の通告

管理職は、**疑わしい場合も含めて、子どもの命を最優先**として、児童相談所等に迷わず通告し、その後の対応を進めていくことが必要です。通告を判断するにあたってのポイントは次の4点です。

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を最優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」あるいは「しつめた」などと主張するため、虐待の通告に当たっては、「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じることもあると思います。

特に、園・学校の教職員は、家庭との協調によって子どもの問題に対応するという考えを強く持っています。このことで、「あの保護者がそんなひどいことをするはずがない」、「悪いことをしたのだから、叩かれても仕方ない」などと考えたり、保護者との関係悪化等を懸念し過ぎたりすることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意すべきです。

虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、**園・学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告することをためらってはならず、早期対応の観点から児童相談所や各区のこども家庭相談コーナーに通告することが重要です。**

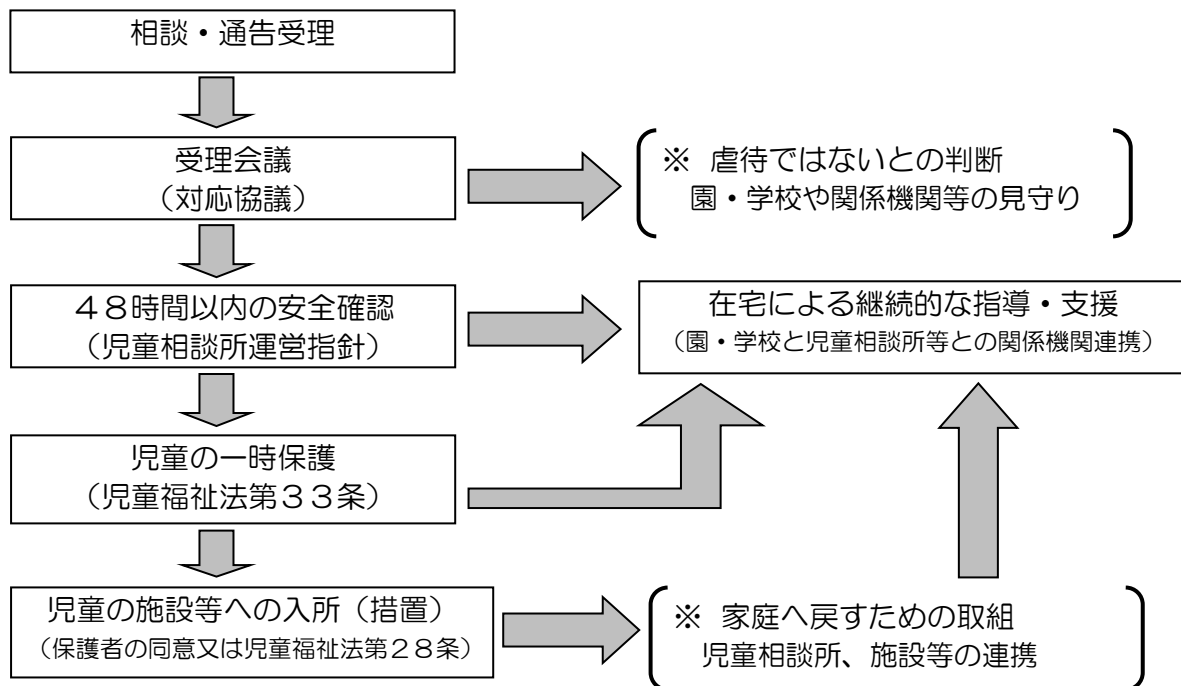
また、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることはありません。また、同法第6条第3項の規定により、法令上の守秘義務違反に問われることはありません。

なお、通告を受けた児童相談所や各区のこども家庭相談コーナーは、通告者に関する情報について保護者を含めて対外的に明かすことはありません（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

# 「子どもの命」が最優先

## 通告後の児童相談所の対応

児童相談所に通告した後の流れは概ね次の図のとおりですが、一連の流れの中で児童相談所から園・学校へ協力要請がくることもあります。その際は、園・学校としても最大限の協力をする必要があります。



園・学校からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族等からの通告とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いため、通告した後、児童相談所から「園・学校から保護者に『児童相談所に通告した』と伝えてほしい」と依頼される場合があります。

その際、その後の保護者との関係を考慮し、園・学校にとって、子どもや保護者へ支援しやすいと考えられる場合は、園・学校から保護者に「児童相談所に通告した」と伝えませんが、伝えることが難しい場合は、児童相談所にその旨を説明しましょう。



## 「在宅での支援」時の対応

虐待の程度が比較的軽微な場合、児童相談所による一時保護がなされず、「在宅での支援」が執られることがあります。また、児童相談所による一時保護や施設入所の解除後も同様に「在宅での支援」が執られます。

この「在宅での支援」を受けている間も、園・学校は該当する子どもが普段と変わったことがないか、注意深く見取っていくとともに、子どもの様子で不自然な点があれば、児童相談所や各区のこども家庭相談コーナーに相談するようにしてください。

特に、児童相談所に「定期的な情報提供」を行っている子どもが次の2点に該当する場合は、「定期的な情報提供」の報告期日(翌月10日)を待つことなく、適宜適切に児童相談所に情報提供又は通告するとともに、生徒指導課に連絡してください。

- ① 不自然な外傷がある、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、**新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握した場合。**
- ② **保護者等から欠席の理由について説明を受けた場合であっても、休業日を除き連続して7日以上欠席した場合**（不登校等による欠席であって園・学校が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって園・学校が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）

## 法的な判断が必要となる生徒指導対応

広島市教育委員会生徒指導課

### 文書要求に係る事例

学校で発生した生徒指導上の問題の解決へ向け、保護者へ学校の指導方針や状況の説明を行うことは、大切なことです。最も良い方法は、家庭訪問などで保護者と直接会って説明することですが、近年、保護者から「どのような事実があったのか、また、指導の経緯や学校の今後の取組を文書してほしい。」と学校へ要望が出されることが増えています。

### 事例

A君とB君がけんかをした。その時にC君、D君がB君に加勢し、A君が頭を打った。翌日、A君の両親が来校し、「今回のけんかの経緯を示した文書と今後はこのようなことがないとの誓約書を書いてもらいたい。」と申出を行った。対応した担任は「わかりました。」と回答した。

Q 文書がどのように使われるかが不明であり、文書の作成は慎重に行いたい。文書作成に当たってどのようなことに配慮すればよいか。

A

- 文書で回答した場合、次のような課題が考えられます。
  - ・ 記録として保存され、時には、訴訟の証拠として用いられる。
    - 文書回答する場合には、内容に正確さが求められる。
  - ・ コピーされることにより、不特定多数の手に渡り、当事者間だけの情報ではおさまらなくなる。
    - 文書に記載された内容に関係する人の同意が必要である。
  - ・ 文書では、その時の心理状態や前後関係を正確に表現するには限界がある。



- ◎ こうしたことを踏まえ、次のような配慮が必要です。
  - ① 正確な文書の作成へ向けには、事実確認をきめ細かく行っておくことが必要です。A君、B君、C君、D君から個別に聴き、記録します。食い違った点がある場合は更に聴取します。
  - ② 4人の児童生徒の言い分を文書化し、4人の児童生徒に確認させます。
  - ③ 文書の内容をB君、C君、D君の保護者に示し確認をしてもらおうとともに、A君の保護者に渡すことについて了解を得ます。

※ このケースについては、教職員が直接目撃していたわけではないので、「この内容は、関係児童生徒からの事実確認に基づいて学校が認識していることである。」という内容を付け加えておくが良い。

Q

学校はA君の保護者に対して、誓約書を書く必要があるのか。

A

- ◎ 学校には、児童生徒の安全を確保する義務があり、本事例の保護者が求めている再発防止については、誓約書を書くまでもなく学校として当然すべきことです。誓約書を出すかどうかではなく、再発防止へ向けた具体策を保護者に示し、理解を求める取組を粘り強く行うことが大切です。
- 学校で行う教育諸活動について、特定の児童生徒のみに確約するようなことはすべきではありません。今回のようなケースの再発防止は学校の使命であり、在籍する全児童生徒に対して責任を持っている性質のものです。

### 参考

- この事例では、保護者から文書を要求された担任が、その場で「わかりました。」と即答していますが、文書を出すことについて、担任一人で判断すべきではありません。「今すぐには回答できません。持ち帰り検討したうえで回答します。」と答えるべきでしょう。
- 「正確なことが知りたい。」「二度とないようにしてほしい。」という保護者の強い思いが、文書を求める行動となっている場合がほとんどです。そうした保護者の思いを理解し、保護者の不安や不信を払拭するための取組を全教職員で行うことが最も大切です。

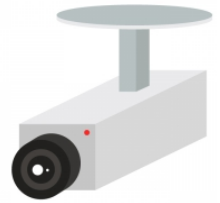


## 個人情報に係る事例

学校は、児童生徒について多くの個人情報(※)を保有しています。生徒指導上の問題に関わって関係機関等から、児童生徒の個人情報の提供を求められることがあります。これらへの個人情報の提供は、基本的に目的外利用になりますので、慎重に行う必要があります。(※) 個人情報：個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定されうるもの。

### 事例1

校区内のコンビニエンスストアの店長より「お宅の学校の生徒が当店で、万引きをした。先生に店に来てもらって、防犯ビデオの映像を見て欲しい。」という電話が入った。



Q このような要望に対して、学校はどのようなことに留意して対応すればよいか。

A

- ビデオを見ることを禁じる法令はありませんから、生徒指導上の必要性から、店からの依頼に応じることは問題ありません。依頼者の意向を正確に把握するためにも、複数の教員が出向いて対応します。
  - ◎ ビデオを見て、自校の児童生徒であることが確認できた場合は、お詫びの意を伝え、学校として児童生徒に対してどのような指導を行うのかを依頼者に説明します。また、児童生徒が特定できた場合には、保護者と連携して指導を行い、あらためて謝罪のために来店させるなどの指導方針を伝え、依頼者が、学校に対してどのようなことを期待しているのか、依頼者の意図を十分に聴取します。
  - 依頼者から「ビデオに映っている児童生徒の名前を教えてください。」との要望が出された場合には、名前・画像は個人情報なので、法令に則った慎重な対応が求められます。児童生徒の名前は、広島市個人情報保護条例の規定により、本人（この場合は保護者）の同意などがなければ伝えることはできないこと、学校としては、法令に基づいた依頼(※)しか回答することはできないことを説明し、理解を求めます。
- (※)「法令に基づいた依頼」とは、警察等からの照会を指します。【事例2の関係法令を参照】
- ◎ 最初から「名前は言えない。」と断ると、「言え。」「言わない。」と感情的な対立に繋がります。まずは、前述のように、学校の指導方針をしっかりと伝え、依頼者との信頼関係を築くことが大切です。
  - なお、「万引き」について児童生徒へ指導を行う際、児童生徒にとって、「万引き」は犯罪であるとの認識がうすい場合があるので、万引きは犯罪行為としての「窃盗」であることをきちんと伝え、ことの重大さを認識させます。

### 関係法令 〔刑法 第235条〕【窃盗】

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 事例2

警察官が来校し、「事件の捜査のために、A君の写真が必要である。学校にあるA君の写真を提供してほしい。」と言った。



Q このように警察から要望があった場合には、児童生徒が写っている写真を提供してもよいか。

A

- まず、写真提供の可否です。この例では、警察からは口頭での依頼のようですが、仮に断ったとしても刑事訴訟法第197条に基づく「捜査関係事項照会書」を警察が持参すれば、何らかの写真を提供することになります。
- 次に、どのような写真を提供するのが問題になります。クラス全員が写った写真を提供するとA君だけではなく多くの子どもの情報(映像)を提供することになります。
- ◎ 警察官からの聴取の内容により、どこまでの個人情報を提供するのが合理的であるかを考えて判断することが必要です。
- この例では、提供するために相当な理由があると認められるのはA君だけの写真と考えられますから、クラス写真のような他の児童生徒が写っている写真をそのまま提供することは避けたほうがよいでしょう。
- 集合写真しかない場合は、A君だけを接写して、その写真を提供することも考えられます。

### 関係法令 〔刑事訴訟法 第197条第2項〕【捜査に必要な取調べ】

捜査については、公務所(※)又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(※) 公務所：刑法上、公務員が職務を行うために設けられた場所。

### 関係法令 〔広島市個人情報保護条例 第8条第1項〕

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

# NO！体罰！

～ 生徒指導の原点は温かい信頼の絆から ～

広島市教育委員会生徒指導課

過去には、他都市において、体罰を受けた高校生が自殺するなど、痛ましい事件が発生しています。また、本市においても、体罰が教育現場からなくなっていない現状があります。

体罰は、児童生徒の身体に痛みを与えるだけでなく、心も傷つける決して許されない行為です。指導に当たっては、児童生徒一人一人をよく理解し、温かい信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むとともに、懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、粘り強く指導することが必要です。

## 体罰と考えられる行為

教育上、厳しい指導が必要な場合もありますが、体罰は指導ではなく「暴力」です。

### ①身体に対するもの（叩く・けるなど、身体に対する侵害）



◆授業態度について指導した際、反抗的な言動をした児童生徒の頬を平手打ちしたり、叩いたりする。

◆児童生徒の髪を切る。

### ＜懲戒と体罰に関する法令＞

【学校教育法第 11 条】  
「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

### ②肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立など、特定の姿勢を長時間させる等）



◆宿題を忘れた児童生徒に対して、正座や直立で授業を受けるよう言い、児童生徒が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させる。

◆放課後、児童生徒を教室に残留させ、児童生徒がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。

◆熱中症の発症が予想される状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。

### ◎体罰のほか、暴言も児童生徒の人格を損ね

尊厳を失わせる不適切な行為です。



## 体罰が児童生徒に与える影響

体罰は、身体に痛みを与えるだけでなく、心も傷つける行為です。



児童生徒

◆児童生徒の心身に深刻な悪い影響を与える。



◆学校や教職員、大人を信頼できなくなる。



◆力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。

自尊心の喪失

不信感の増大

不登校 学級崩壊

## 体罰に対する児童生徒や保護者の声

私が友だちを叩いたら怒るのに、先生は私を叩いていいのですか。

児童生徒

友だちが叩かれるのを見て、足がふるえました。もう、学校には行きたくありません。

叩かれたって、決して心から反省なんかできません。反省するより怒りと憎しみを感じるだけです。



私が反省したのは、A先生に叩かれたからではありません。B先生の話に納得したからです。

あなたの子どもが先生に叩かれたら、どう感じますか。

保護者

体罰を行う先生は、学校をやめてほしい！体罰は、暴行罪・傷害罪です。

同じことをしても、大人だったら、殴らないはず。子どもなら手を出してもいいのですか！



体罰のあるこんな学校に子どもを安心して行かせられません。しかも、体罰を見ていた先生方の誰も止めないなんて。

叩くことで生まれるのは「憎しみ」です。憎しみの中から自分を振り返ることはできないと思います。

- 一時の激情に駆られた短絡的な教職員の行為（体罰）は、児童生徒の心をゆさぶり児童生徒の内面に迫るといった真の指導からかけ離れたものです。
- 体罰をした教職員は、得てして自分の自尊心を傷つけられたことで叩いており、これは児童生徒への指導にはなっていません。
- 体罰は、当該教職員が児童生徒から信頼を失うだけでなく、学校（教職員）全体に対する不信感を生み、学校の教育活動に多大な支障が出てきます。
- 体罰が起きた時に、周囲にいた教職員が体罰を止めないことは、校内に体罰を容認する風土を助長するという問題を生み出します。また、指導方針が違う場面を見た児童生徒や保護者は、それだけで学校に不信感を抱きます。

## 体罰が与えるその他の影響



- ① 体罰は、保護者に学校に対する不信感を抱かせ、学校と保護者の間で係争になることがある。
- ② 体罰は、エスカレートしていくことがあり、時として、取り返しのつかない重大な事故を引き起こす場合がある。
- ③ 体罰は、暴力の肯定、力の支配の助長につながることもある。
- ④ 体罰は、学校のよさや教職員のがんばりを否定してしまう場合が多い。
- ⑤ 体罰は、生徒指導の在り方をめぐり、教職員間に不協和音を呼び起こす。
- ⑥ 体罰は、学校に殺伐とした雰囲気をもたらす、信頼関係に基づいた学校づくりができにくくなる。
- ⑦ 体罰は、報道機関の取材やさまざまな意見・苦情への対応で、校長をはじめすべての教職員が精神的に疲れ果てる。

## 体罰の発生する要因・背景

日頃から指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要です。

## 児童生徒の状況（例）

- ・ 私語をする、ふざける、勝手な発言をする、発言者をからかう、立ち歩くなどの行為に対して、再三の注意をしたにもかかわらず止めない。
- ・ いじわるしたり暴言を吐いたり暴力をふるったりする。
- ・ ふてくされる、無視する、反抗的であるなど、態度が悪い。



## 教職員の状況（例）

児童生徒理解の欠如	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童生徒の人格を認めていない。</li><li>・ 児童生徒の事情を理解する姿勢に欠ける。</li><li>・ 人権に関する認識が不十分で、人権意識・人権感覚が身に付いていない。</li><li>・ 児童生徒と人間関係が確立しておらず、注意や指導が児童生徒の心に届いていない。</li></ul>	
指導方法の誤解・誤認	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指導方法の一つとして、体罰が習慣化されている。</li><li>・ 体罰を容認する考え方がある。</li><li>・ 指導方法が独善的で、単独で指導する。</li><li>・ 偏った価値観や規範意識の下で指導を行う。</li><li>・ 部活動の指導方針が勝利至上主義であり、指導の熱心さを児童生徒も保護者も理解していると思い込んでいる。</li></ul>	
学習指導上の準備不足	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雑然とした環境の中で、児童生徒の学習姿勢が整わないまま一方的に授業を進めている。</li><li>・ 授業準備が不十分で、一方的な指導になっている。</li><li>・ 教室内に、自他を認め合う雰囲気醸成できていない。</li><li>・ 授業中の児童生徒の問題行動の要因として、自己の指導方法の改善点について認識できていない。</li></ul>	
学校風土の課題 (同僚性の欠如)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱心な指導の名の下に、体罰を容認する学校風土がある。</li><li>・ 同僚等の助言を聞く姿勢に欠け、生徒指導のリーダーだという自信過剰な意識を持ち、また、厳しい指導を力による指導とはき違えている。</li><li>・ 生徒指導の負担が一部の教職員に偏っている。</li><li>・ 児童生徒の問題行動の場面に直面しても、自らは注意指導せず、生徒指導担当に報告し指導を委ねている。</li></ul>	
感情をコントロールする能力の欠如	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童生徒の言動にすぐにカッとなる。</li><li>・ 繰り返し指導したが改善されないため、感情的になり体罰を行ってしまう。</li><li>・ 怒りの感情をコントロールできず、そのまま児童生徒にぶつけてしまう。</li></ul>	

## 指導方法の工夫・改善

教育に体罰は必要ありません。



◆児童生徒に粘り強く関わる。



◆良いところは褒め、良くないことはしかる。



◆児童生徒をよく理解し、信頼関係を築く



◆スポーツは科学的な方法を活用して指導する。

## 体罰を行った教職員の責任

体罰を行うと、行政上、刑事上、民事上の個人の責任を負わなければなりません。

### 行政上の責任

広島市教育委員会 懲戒処分の標準例 1 一般服務関係 (15) 体罰

- ① 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。
- ② 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、負傷の程度、体罰の形態等に応じて、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

- 地方公務員法第29条  
職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
  - (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
  - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
  - (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- 地方公務員法第33条  
職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### 体罰を起こした当事者自身への影響

懲戒処分を受けると、昇給、期末・勤勉手当、退職金の全てに影響します。もし懲戒処分を受けた場合、定年退職までの損失額を試算すると概算で右のとおりとなります。

教諭が懲戒処分を受けた場合の損失額（概算）

	30歳	40歳	50歳
戒告	約 80万円	約 40万円	約 20万円
減給 1/10 3月	約280万円	約130万円	約 60万円
停職 6月	約530万円	約470万円	約450万円
免職	以後の給与、退職手当は支給されない		

### 刑事上の責任

- ① 傷害罪  
生活機能に障害を与え、ないし健康状態を不良な状態にする。加害者の攻撃を避けるため被害者が負傷した場合も傷害になります。
- ② 暴行罪  
殴打、足蹴り、毛髪の切断、衣服を引っ張り相手の行為を妨げるなど、有形力を行使することをいいます。

刑法第204条  
人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
刑法第208条  
暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

### 民事上の責任

被害児童生徒に対し、治療費や慰謝料などの損害賠償の責任を負うことがあります。

民法第709条  
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### その他

法務省人権擁護機関からの説示、地域・保護者や市民からの苦情や批判、新聞・テレビ等報道機関の報道 等



# ライフスキル教育

広島市教育委員会生徒指導課

生徒指導上の諸課題の背景や要因として、児童生徒のコミュニケーション能力や社会性、対人関係能力が十分に身につけていないことなどの課題があげられます。

こうした課題を解決していくためには、計画的にライフスキル教育等を行うことにより、児童生徒の相互交流や相互援助が深まる場を学校生活の中に積極的に作り出すことが必要です。

## ライフスキル教育とは

ライフスキル教育とは、「好ましい人間関係に係るスキル」を習得させる学習活動です。

「好ましい人間関係に係るスキル」とは、「対人関係を円滑に運ぶための知識とそれに裏打ちされた具体的な技術やコツ」のことです。

子どもの人間関係づくり推進プログラムでは、このスキルを聴き方や感情の伝え方などの「コミュニケーションスキル」、友達との良好な関係作りや対立の解消の仕方などの「ソーシャルスキル」、上手な主張の仕方や断り方などの「アサーションスキル」の3つを中心に、小学校1年生から中学校3年生までの9年間をかけて、計画的かつ段階的に習得させます。



## ライフスキル教育の基本的な進め方

- ① **インストラクション**（言語的教示）
  - ↓
  - ・ 当該スキルの重要性や必要性、大事なポイントを言葉で伝える。
- ② **モデリング**（モデルの提示）
  - ↓
  - ・ 当該スキルの見本（具体例）を演じて見せる。
- ③ **リハーサル**（反復練習）
  - ↓
  - ・ ペアやグループで、反復練習を行わせる。
- ④ **フィードバック**（児童生徒の振り返り活動、教師の評価活動）
  - ↓
  - ・ 「どのようなスキルを学べたか」、「活動を通しての気付き」、「今の気持ち」などを振り返らせ、それらをグループ内で交流させる。
  - ・ 肯定的な評価を行い、日常生活での活用を促すなど、スキルの定着を図る。



## ライフスキル教育により期待される効果

学校生活において、継続して「好ましい人間関係に係るスキル」の習得を図ることにより、次のような効果が期待できます。

- ・ 学校生活の中で、スキルが活用されることにより、児童生徒一人一人の学校生活適応感が高まる。
- ・ 学級集団に、対人関係のマナーやルールが共通の行動規範として育ち、支持的な風土が醸成される。



**児童生徒に「好ましい人間関係に係るスキル」を定着化させるために**

日々の学校生活の様々なコミュニケーションの場面で、教師が意図的に、児童生徒にライフスキル教育で学んだスキルの活用を促進したり奨励したりすることが大切です。



**取組例**


小学校1・2年生	小学校3・4年生	小学校5・6年生	中学校1～3年生
<b>【対人関係に係る基本的なスキル】</b> ・あいさつ      ・自己紹介 ・聴き方          ・返事の仕方 ・謝り方          ・仲間の誘い方    等		<b>【対人関係に係る応用的なスキル】</b> ・上手な聴き方      ・上手な感情の伝え方 ・上手な断り方      ・上手な主張の仕方 ・対立の解消          ・上手な対話の進め方    等	
ペアでの演習を中心に		4人グループでの演習を中心に	
<b>子どもの対人関係能力発達のプロセス</b>			

**小学4年生の取組例**

主題名  
「感情を伝える」

**ねらい**

- コミュニケーションとは何かを理解させる。
- 他者に自分の気持ちを伝えることが大切であることに気付かせる。

学習活動	教師の支援・指導上の留意点	その他（資料など）
<b>【インストラクション】</b> 1 本時のめあてを知る。 ・ コミュニケーションって何だろう？ ・ どのような気持ちがあるのかを学級で出し合い、ワークシートに記入する。	・ コミュニケーションとは何かを考えさせる。 ・ コミュニケーションとは、自分の気持ちや心の中の様子をお互いに伝え合うことであることを説明する。	○ ワークシート （「気持ち」プリント）
<b>言葉を使わずに、自分の気持ちを相手に伝えよう</b>		
<b>【モデリング・リハーサル】</b> 2 個人で気持ちをどのように伝えるかを考え、学級全体で話し合う。 3 気持ちのジェスチャーゲームをする。 4人グループで、1人ずつ順番にカードを引いて行う。	・ ゲームのルールを伝え、やり方をデモンストレーションする。 ・ 似た言葉が出れば正解としてよいこと、「近い」と言ってよいことを伝える。 ・ ルールを守り、楽しく取り組んでいるグループを紹介したり、賞賛したりする。 ・ 言葉を用いなくても自分の気持ちを伝える方法があることに気付かせる。	○ 「気持ち」カード 
<b>【フィードバック】</b> 4 気持ちのジェスチャーゲームをやってみて、感じたことや気付いたことを4人グループで交流する。 5 まとめを聞く。	・ できるだけ色々な児童の思いを紹介し、気付きを分かち合ったり、違う考えに気付いたりできるようにさせる。 ・ 気持ちを適切に表現して相手に伝えることが大切であることをおさえる。	

# 「気持ち」

4年 組 番 名前 ( )

★コミュニケーションって何だろう？

Blank area for writing the answer to the question about communication.



★どのような「気持ち」があるだろう？

Blank area for writing the answer to the question about feelings.

★「気持ち」のジェスチャーゲームをやってみて、感じたことや気付いたことを自由にも書いてみましょう。

Blank area with horizontal lines for writing the answer to the question about the gesture game.





**うれしい**

**かなしい**

**ふあんだ**

**つかれている**

**こわい**

**おこっている**

**びっくりしている**

**こまっている**

**はずかしい**

**くやしい**

**イライラしている**

**きんちょうしている**

# 教育の機会確保法に基づく不登校児童生徒への支援について

「教育の機会確保法」：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成29年2月14日施行）

広島市教育委員会生徒指導課

文部科学省は、「教育の機会確保法」の施行を受け、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日）」（以下「基本指針」という。）を定めています。

## ポイント！

- 不登校児童生徒の支援にあたっては、**登校という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒が社会的に自立することを目指し、児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒の最善の利益を最優先した支援を行う。**
- 学校は、不登校児童生徒が、**ふれあい教室※1**や**フリースクール等の民間施設に通った場合※2**、**ICT等を活用した学習活動を行った場合※3**には、本市が示しているガイドライン等（令和元年11月26日付通知）を参考にしながら、**指導要録上の出席扱いとすること等、その児童生徒の懸命の努力を学校として適切に評価する。**

## 教育の機会確保法

### 1 目的（第1条）

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

### 2 基本理念（第3条）

- ① 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- ② 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- ③ 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- ④ 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上

## 小・中学校 学習指導要領 (平成29年3月告示)

### 総則

- 第4 児童（生徒）の発達の支援
- 2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導
- (3) 不登校児童（生徒）への配慮
  - ア 不登校児童（生徒）については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、**社会的自立を目指す**観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## 基本指針

### 1 基本的な考え方

- ① 全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進する。
- ② 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、**児童生徒の最善の利益を最優先に支援**を行う。
- ③ 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立することを目指す必要がある**。なお、これらの支援は、**不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと**とし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮する。

### 2 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

- ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
  - ア 状況の把握  
不登校は、その要因・背景が多様・複雑であることから、不登校のきっかけや継続理由、当該児童生徒が学校以外の場において行っている学習活動の状況等について継続的に把握する。
  - イ 組織的・計画的な支援  
校長のリーダーシップの下、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と不登校児童生徒に対する支援等について連携・分担する「チーム学校」体制を整備する。  
また、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行う。その際、**学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「引継ぎシート」を作成する。**
  - ウ 登校時における支援  
**不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、「ふれあいひろば」※4**や**保健室等も活用**しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を行う。
- ② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
  - ア 学校と民間の団体の連携等による支援  
不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、**学校は多様な教育機会を提供している民間の団体と連携**し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う。
  - イ 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援  
家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒に対して、その状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、**ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援**を行う。
  - ウ 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援  
不登校児童生徒に対する支援を行う際は、当該児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、**個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援**する。
  - エ 情報提供  
不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒への支援を行う機関や**「木の実の会」※5**などに関する情報を提供するほか、**指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度等を周知**する。

※1は別紙の「2」、※2は別紙の「4」、※3は別紙の「3」、※4は別紙の「1」、※5は別紙の「5」を参照

# 児童生徒による主体的ないじめ防止の取組

広島市教育委員会生徒指導課

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定 平成29年3月14日)では、「全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。」と示されています。

また、「広島市いじめ防止等のための基本方針」(平成31年4月改定)においては、いじめの防止等のために学校が実施する取組の一つとして「児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。」としています。そこで、今回は、いじめを研究課題として本年度より生徒指導研究推進校の指定を受けている上温品小学校、温品中学校、飯室小学校における児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を紹介します。

## 互いに認め合う、共感的な人間関係を育成する

上温品小学校

### 花束の言葉

取組の  
ねらい

友達から言われると嬉しくなる言葉「花束の言葉」を各学級で考え、日常的に使用できるように仕組むことで、児童同士が互いに認め合う、共感的な人間関係を育成することがねらいです。

#### 1 学級で

- 1 6月、児童会の企画委員会によりよい人間関係を築くための取組を話し合い、「花束の言葉」の取組の原案を作成しました。
- 2 9月、学級で話し合い、友達から言われると嬉しくなる言葉「花束の言葉」を各学級で1つ決めました。  
「花束の言葉」には、「ありがとう」「手伝おうか」「すごいね」等の言葉がありました。
- 3 月々の「生活目標」と併せて、「花束の言葉」をどんな場面で使ったか、帰りの会で振り返りました。

各学級の「花束の言葉」を並べて掲示することで、他の学年・学級の取組を知るとともに、自身の学校への帰属意識を高めます。

#### 2 学校全体で

- 1 児童会の役員がお昼の放送で、各学級の「花束の言葉」を発表しました。
- 2 また、各学級が画用紙で作成した「花束の言葉」のポスターを模造紙にまとめ、校内に掲示しました。

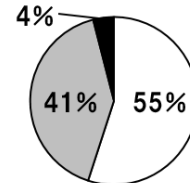


#### 3 振り返り

9月、12月、2月に、「花束の言葉」を使ってみてどう思ったか、「言われてみてどう思ったか」などの気持ちを、「振り返りシート」に記入させ、児童会の役員が集計し、校内に掲示しました。

児童からは、「花束の言葉」を使ったり、言われたりして「心がすっきりして、明るい気持ちになった。」や「支えやはげみになった。がんばれそうな気がした。」との感想がありました。

「花束の言葉」をどのくらい使いましたか



□たくさん □まあまあ ■あまり

担当者より

児童自身が言われると嬉しくなる言葉「花束の言葉」を意識して使うことで、自分がされて嬉しいことは、相手がされても嬉しいはずだという、他人を思いやる共感的な人間関係が育成され、良好な人間関係作りが促進されると考えています。

(生徒指導主事：池本教諭)

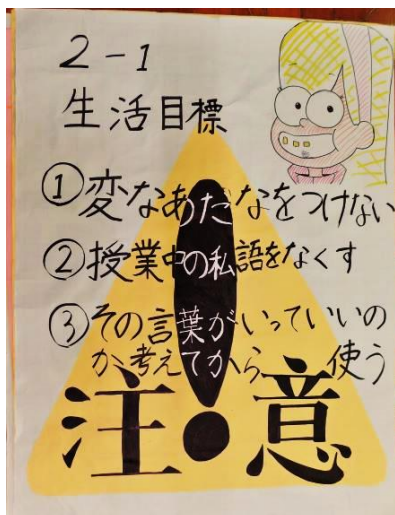
温中版「いじめ問題子どもサミット」

取組の  
ねらい

いじめを未然に防止するための方策を各学級で話し合って決める事によって、居心地の良い、安心して生活できる学校・学級を生徒自らが作ろうとする意欲と行動力を育てることがねらいです。

1 学級で

- 1 生徒会執行部が、「いじめを未然に防止するためにはどうすればよいか」について協議し、「いじめ問題子どもサミット」を温品中学校の全校生徒で行うことにしました。
- 2 生徒会執行部は、話し合ったサミット原案を、各学級の代表者が集まる評議員会（学級代表者会）で提案しました。
- 3 評議員が中心となり、各学級で「いじめを未然防止するためにはどのように行動すればよいか」をテーマに話し合い、これまでの学級の取組や、これからの行うべき取組を考え、それらを踏まえた上で学級の「生活行動目標」を決定しました。



2 学校全体で

サミット当日は、各学級で模造紙にまとめた「生活行動目標」を設定した理由や、目標を達成するための具体的な取組を、それぞれの学級の代表者が発表しました。  
発表は各学級1分30秒で行い、その後2分間で感想をワークシートに記入しました。  
サミットで使用した模造紙は、その後、学校内に掲示し、生徒が自らの取組を振り返ることができるようにしました。

サミットは体育館で行い、各学級の代表者がステージ上で、自分たちの取組や、行動目標を順番に発表しました。



3 振り返り

- 1 サミット終了後、アンケートを実施し、他の学級の発表を聞いた感想と、今後自分たちの学級で生かしていきたい行動を考えました。  
アンケートには「他のクラスもちゃんと考えていたので、自分でも気をつけたいいけないと思った。」や「今まで他の人から『いじめはいけん!』とは言われていたけど、自分たちが言う側になったのは初めてだった。」等の感想がありました。
- 2 年度末には、今年度の自分たちの学級における取組の成果と、今後の課題を考え、まとめる時間を設け、次年度の取組につなげていきます。



担当者より

生徒たちは、自らの役割をしっかりと認識し、生徒会活動に取り組んでいます。全ての生徒一人ひとりに役割を持たせ、学級を単位として自分の居場所とすることで、ひいては学校全体を、お互いが安心して生活できる場所とするような自治的能力が身についていくと考えています。  
(生徒指導主事：中本教諭)

特別活動を基盤とした温かな人間関係に包まれた学級・学校生活づくり

取組の  
ねらい

各学級に「議題ポスト」を設置し、特別活動における児童の話合い活動を活性化させることで、研究の中核である特別活動での様々な集団活動や体験活動を通して、児童同士、教師と児童との人間関係を温かなものにするとともに、児童一人一人に役割を持たせ、居場所がある学級・学校集団をつくることをねらいとしています。

1 学級で

3年生以上の学級代表と各委員会の委員長、運営委員で構成する「代表委員会」が、各学級用及び学校全体用の2種類の「議題ポスト」を設置しています。

「議題ポスト」は、学校生活における諸問題を、話合いによって解決を図るため設置しており、年度当初に運営委員会の児童が児童朝会で議題の出し方について全校児童に伝えた上で、各学級の児童が学級や学校で話し合いたい内容を記入用紙に書き提出します。

これまでに提出された議題は学級に向けて「(転校する)〇〇さんのお別れ会がしたい」や学校全体に向けて「全校の児童と一緒に遊びたい」といった内容がありました。

児童朝会で議題の出し方について全校児童に伝えました。



2 学校全体で

1 各学級から学校全体に向けて提案された議題の扱いは、代表委員会で話し合われ、今後取組を進めていこうという議題については、児童会から各学級に提案します。

2 代表委員会から提案された議題は、特別活動の時間を使い、各学級で学級会を開催して話し合います。

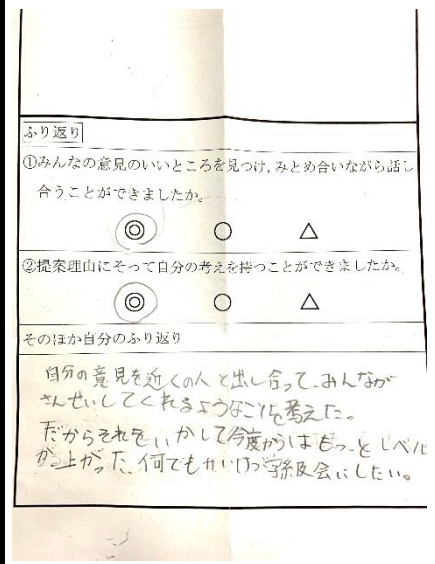
特に、飯室小学校での学級会は「①出し合う、②認め合う(比べ合う)、③まとめる」の流れに沿って話合いを進め、自分の考えを相手に伝えたり、相手の意見を聞き入れたりしながら、折り合いをつけて合意形成を行います。



3 振り返り

学級会での話合いの後は、「ふり振り返りカード」を使い、自分の頑張りを3段階で自己評価するとともに、話合いで学んだことや実践に向けての期待感などを言葉で書きます。

児童が書いた感想には「みんなで話し合って、自分の意見と人の意見を合体させてくれたから、うれしかった。」や「意見を近くの人と出し合って、みんなが賛成してくれるようなことを考えた。」といったものがありました。



担当者より

「自分には役目がある。」「自分には居場所がある。」という環境要因があってこそ児童は本来持っている力を発揮し、それを認め合える友達がいるからこそ、安心して学校生活を送ることができると考えています。いじめの未然防止においては、「子どもたちが、自分たちの学校を自分たちの社会であると捉えること」を浸透させ、児童同士の人間関係における環境を整えていくことが一番の近道であると考えています。

(生徒指導主事：明賀教諭)

資料1：花束の言葉

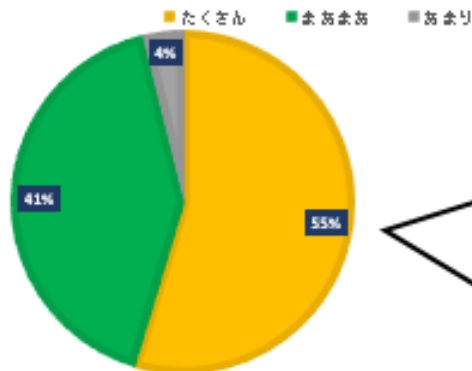




# はなたば ことば しゅうけいけっか 9月花束の言葉 集計結果



花束の言葉を使った人



はなたば ことば つか ひと  
花束の言葉をたくさん使った人

142 人

はなたば ことば つか ひと  
花束の言葉をまあまあ使った人

108 人

はなたば ことば つか ひと  
花束の言葉をあまり使えなかった人

10 人

## はなたば ことば つか 花束の言葉を使ってみて

- あいて ぶろこ えがお  
・相手が喜んでくれたり、笑顔になってくれたりしたから  
うれしかった！よかった！安心した！
- こころ あか きもち  
・心がすっきりして、明るい気持ちになった。
- ともだち やさ  
・友達が優しくしてくれた。
- ともだち なかよ  
・友達と仲良くなった。
- ともだち おうえん  
・友道を応援するときや、はげますときに花束の言葉を  
つか おも  
使おうと思った。
- あした はなたば ことば つか  
・これからも(明日も)花束の言葉をたくさん使っていこう  
おも  
と思った。

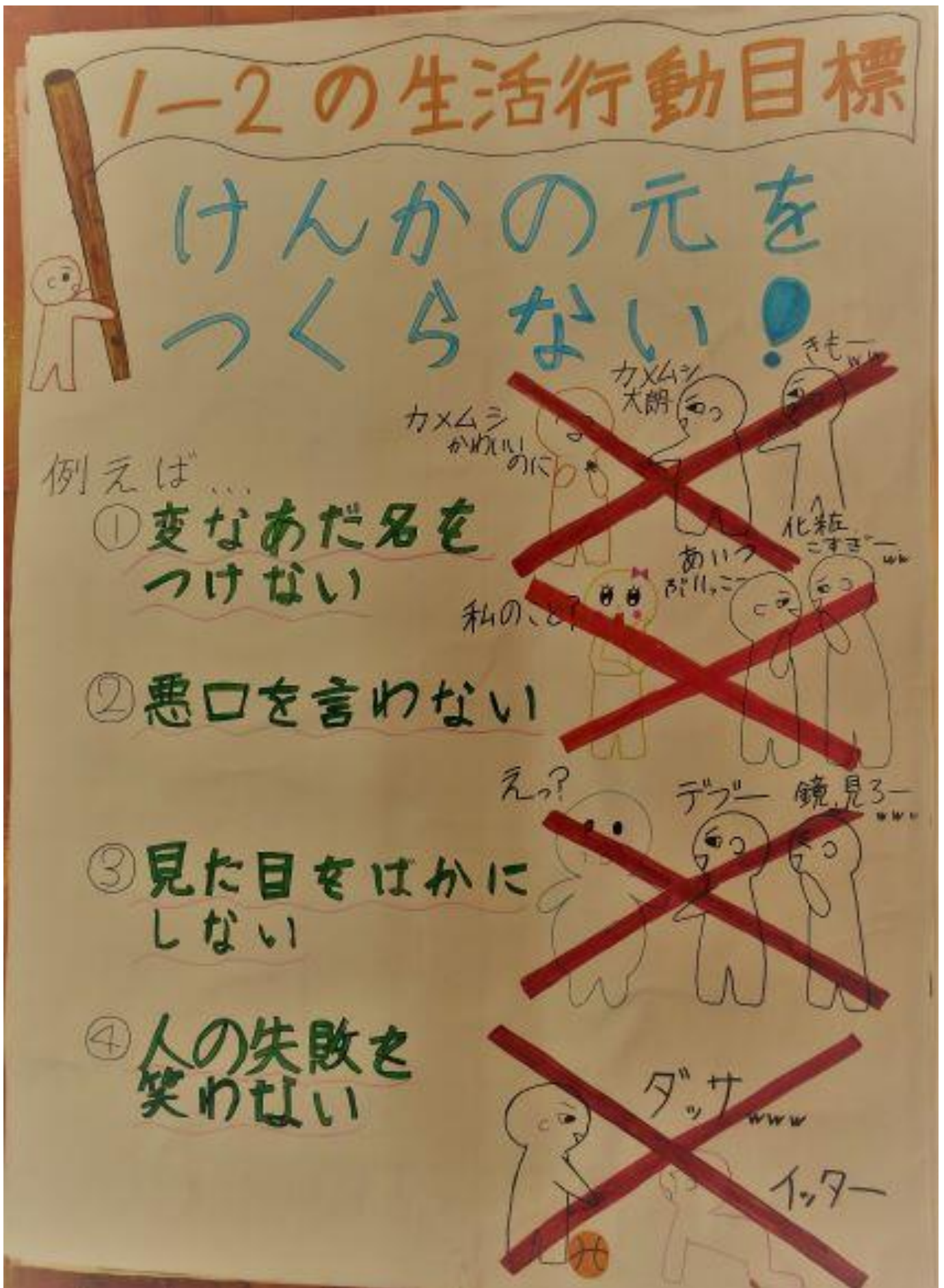
## はなたば ことば い 花束の言葉が言われて

- きもち  
・とってもうれしい気持ちになった！
- やさしい すなお  
・優しく言ってくれてうれしかった。素直になれた。
- ゆうき げんき きもち  
・勇気、元気、やる気が出た！
- ともだち たいせつ かん  
・友達に大切にされている感じがした。
- い  
・「ありがとう」と言いたくなった。
- ささめ  
・支えやはげみになった。がんばれそうな気がした。
- こころ なか あたたか  
・心の中が温かくなった。
- はなたば ことば おも  
・花束の言葉はやっぱきれいだなと思った。
- い ほう い ほう えがお おも  
・言われた方も言った方も笑顔になれるんだと思った。
- こんど じぶん はなたば ことば つか おも  
・今度は自分が花束の言葉を使ってみようと思う。

## つか はなたば ことば こんど使ってみたい花束の言葉

- だいじょうぶ ・ ひとりじゃないよ ・ いいね ・ お先にどうぞ ・ すごいね  
いっしょ  
一緒にあそぼう ・ グッドアイデア ・ ナイスチャレンジ ・ どんまい  
ありがとう ・ よろしく ・ てっだ 手伝おうか ・ その調子 ・ いいよ







2-1

# 生活目標



① 変なあだなをつけない

② 授業中の私語をなくす

③ その言葉がいらていいの  
か考えてから使う

# 注・意

# 提案カード

このカードには、学校生活の中で困ったことやお取組んでほしいことなどを書いて、児童会ポストに入れてください。

年組名前

話し合してほしいこと

理由

-----きりとりせん-----  
提案ありがとうカード

( )さんへ  
提案カードを出してくださってありがとうございます

あなたの話し合ってください

は、

- ( )代表委員会話し合いますから、  
月 日の話し合に出席してください。
- ( )『 』委員会・クラブで話し合っています。
- ( )先生にお願いします。
- ( )年組で話し合っています。
- ( )その他

理由:

# 「ふれあい教室（適応指導教室）」

広島市教育委員会生徒指導課

広島市では、不登校（傾向）児童生徒の支援のための2つの施策を行っています。

<p>ふれあいひろば</p>	<p>学校には登校できるが、自分の教室に入ることができない児童生徒を支援するために、小・中学校内に設置された居場所です。ふれあいひろば推進員や先生方に「ふれあいひろば」で生活する児童生徒に対して、学習支援や相談活動を行ってもらっています。</p>
<p>ふれあい教室 (適応指導教室)</p>	<p>不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立の基礎を身につけるための支援をするために、市内4か所（中、北、西、東）に「ふれあい教室（適応指導教室）」を開設しています。「ふれあい教室」へ通室した日は校長先生の判断で指導要録上の出席扱いとすることができます。また、学校が把握した児童生徒の学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、児童生徒の学習の評価を適切に行い指導要録に記入することができます。</p>



今回は、市内4か所に開設している「ふれあい教室（適応指導教室）」について説明します。対象児童生徒は、不登校児童生徒の内、支援者と1対1の関係が成立し、小グループでの関係づくりを行おうとする広島市内在住の児童生徒です。  
※ 「ふれあい教室・東」については別に説明します。

## 「ふれあい教室」での活動内容

「ふれあい教室」では、学習と対人関係能力の向上のためのグループ活動を行います。また、通室する曜日や時間は児童生徒自身が考えて決定します。もちろん途中で通室スケジュールを変更することも可能です。

### 【学習について】

- ・ 自分で計画を立てて、各自のペースで自主学習をします。
- ・ 持参した教科書や学校の副教材、ドリルなどで学習を進めます。
- ・ 学校の定期試験も問題用紙等をふれあい教室に届けてもらえれば、ふれあい教室で実施することができます。



### 【グループ活動について】

グループ活動の内容は、通室してくる児童生徒の意見を聞きながら決定します。これまでの活動例を紹介します。

- ☆ ふれあい教室内で行う活動
  - ・ 創作活動（プラ板作り、紙飛行機など）、レクリエーション（カードゲーム、ボードゲームなど）、調理活動（クッキー作りなど）、スポーツ活動（卓球など）
- ☆ 教室外に出かけて行う活動
  - ・ スポーツ活動（ドッチビー、バドミントンなど）、社会体験（美術館見学、警察署見学など）、
- ☆ 4教室による合同行事
  - ・ マツダスタジアム、こども文化科学館見学など



## 「ふれあい教室・東」について

他の3つの「ふれあい教室」と対象となる児童生徒が違うので注意してください。

**場所**：こども療育センター 愛育園内 2階

**対象**：児童相談所、こども療育センター(外来)、愛育園(通所部)いずれかの施設で相談・治療を受けている不登校児童生徒となります。

**内容**：学習支援を主に行います。

※各教室の連絡先等については、別紙をご参照ください。



## 学校と「ふれあい教室」の連携

学校と「ふれあい教室」が連携し、対象の児童生徒の支援体制を充実させます。



### 【個人通室状況報告書】

各「ふれあい教室」が年間2回（9月・3月）作成し、各学校へ送付します。報告書の内容は、通室の状況、学習活動やグループ活動を通して児童生徒の成長したところ、今後の支援・指導方針など、一人一人のふれあい教室での生活の様子を学校に報告します。

### 【学校連絡会】

「ふれあい教室」のスタッフと学校の担当者（担任の先生等）による連絡会を年間2回前期と後期に実施します。内容は、個々の児童生徒の理解や支援の在り方、学校と「ふれあい教室」との連携の在り方について協議し、当該児童生徒の支援体制の充実を図ります。

### 【「ふらっとすくーる」の実施】

「ふれあい教室」に通室している児童生徒が、在籍校に登校するきっかけづくりとして「ふらっとすくーる」の日を定期的に（7月、10月、12月、2月）に設定しています。

※ 「ふらっとすくーる」の日でもふれあい教室へ通室することはできます。

## 通室している児童生徒の声



- 朝起きられるようになり、自分の勉強の計画を作ることで、生活のリズムができた。
- 毎日学校へ行くのは難しいけれど、ふれあい教室なら落ち着いて勉強したり遊んだりできる。
- 学校に行けなくなって、辛かったとき、手を差し伸べてくれた場所です。
- 通えるようになって、人と話したり、バスに乗ったりすることも緊張しなくなりました。
- ふれあい教室では、クラスや時間割に縛られず、自分で活動の計画を立てられるのがいいです。

## 入室の流れ（ふれあい教室・中、北、西）

**Step1** 保護者が「ふれあい教室（中、北、西）」に電話し、見学の予約を取り、見学します。

- ・ 不登校の児童生徒や保護者から相談があったときには、ぜひ学校から「ふれあい教室」を紹介してください。

**Step2** 見学後、通室する希望があれば、保護者が「ふれあい教室（中、北、西）」に電話し、面談の予約を取り、面談します。

- ・ 児童生徒が「ふれあい教室」に見学・面談することを校内で情報共有しておいてください。
- ・ 「ふれあい教室」を見学・面談してどうだったかを児童生徒に聞いてみてください。

**Step3** 通室開始！

- ・ 児童生徒が「ふれあい教室」に通室することを校内で情報共有しておいてください。
- ・ 学校の年間行事予定などの情報提供をお願いします。

**Step4** 保護者が必要書類を学校と「ふれあい教室」へ提出します。

学校の先生方が、児童生徒が「ふれあい教室」で学習したノートやプリント類など、学習の成果を見ていただき、コメントをつけて返していただけると、子どもたちは笑顔が出て、学習への大きな励みになります。



## 木の実の会（不登校児童生徒の保護者の会）について

不登校児童生徒の保護者に対して、臨床心理士によるグループカウンセリングを実施することにより、子どもへの理解や関わりの在り方を深め、児童生徒の学校復帰や社会的自立の促進を図ります。機会があれば、保護者に紹介してください。

**対象**：広島市内に在住し、小・中学校に在籍している不登校児童生徒の保護者

**内容**：臨床心理士によるグループカウンセリングや情報交換

**日程**：毎月第3水曜日の午前10時から12時に開催  
年に2回土曜日に開催（5月、10月）

**場所**：ふれあい教室・中



※ 参加を希望される保護者がおられましたら、生徒指導課までご連絡いただくようお願いください。

## スタッフから児童生徒のみなさんへのメッセージ

ふれあい教室は、心と学びのオアシスになります。

生活を変えたい。新しいことにチャレンジしたい人を応援する場所です。

- 自分でできることから少しずつがんばってみよう！
- みなさんのがんばりを全力で応援します！



〈学校用〉

## 「ふれあい教室」総合案内

広島市教育委員会

登校したくても登校できない状態にある不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を支援するために、「ふれあい教室」を次の表のように開設しています。

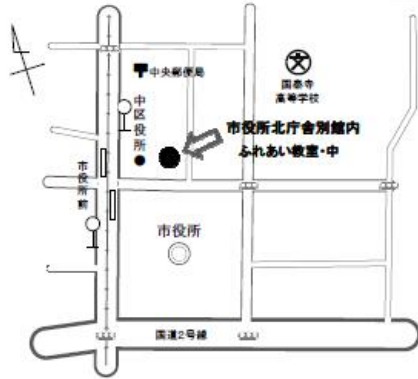
教室名	ふれあい教室・中	ふれあい教室・北	ふれあい教室・西	ふれあい教室・東
場 所	〒730-0042 広島市中区 国泰寺町一丁目4 番15号 市役所北庁舎別館 3階・4階	〒731-0221 広島市安佐北区 可部三丁目 19番22号 安佐北区総合福祉 センター内 5階	〒731-5195 広島市佐伯区 海老園二丁目 5番28号 佐伯区役所内 4階	〒732-0052 広島市東区 光町二丁目 15番55号 こども療育センター 愛育園内 2階
電 話	(082) 242-0800	(082) 814-9888	(082) 922-0090	080-2910-9412(直通)
対 象 者	不登校児童生徒の内、支援者と1対1の関係が成立し、小グループでの関係づくりを行おうとする広島市内在住の児童生徒			児童相談所、こども療育センター(外来)、愛育園(通所部)いずれかの施設で相談・治療を受けている不登校児童生徒
内 容	入室児童生徒の学習支援、グループ活動指導、通室している児童生徒及び保護者の相談、学校連絡会等			入室児童生徒の学習支援等
開 室 日 時	月曜日から金曜日の午前10時から午後3時まで (祝祭日、8月6日、学校夏季一斉閉庁日、年末年始を除く)			同 左 午前(10:00-12:00) …愛育園(通所部)の児童生徒対象 午後(13:30-15:00) …児童相談所、子ども療育センター(外来)の児童生徒対象
申 込 方 法	○ 上記各教室に直接電話でお申し込みください。 ○ 電話による面談予約受付時間 午前9時30分から午後4時15分まで (祝祭日、8月6日、学校夏季一斉閉庁日、年末年始を除く) ○ 面談時間 午前10時から午後3時まで (祝祭日、8月6日、学校夏季一斉閉庁日、年末年始を除く)  ※ 上記の時間帯で教室へ電話が繋がらない場合、生徒指導課(電話504-2786)に電話をしてください。			○ 直接の申し込みはできません。  ※ ふれあい教室・東への入室方法については教育委員会生徒指導課(電話504-2786)にお問い合わせください。
職 員	相談員1名 指導員4名	相談員1名 指導員3名	相談員1名 指導員2名	指導員3名

※ 教室内の写真、案内図は次ページに掲載しています。

### <ふれあい教室・中>



他3部屋



- ・市役所前電停から 徒歩約3分
- ・市役所前バス停から 徒歩約3分

### <ふれあい教室・北>

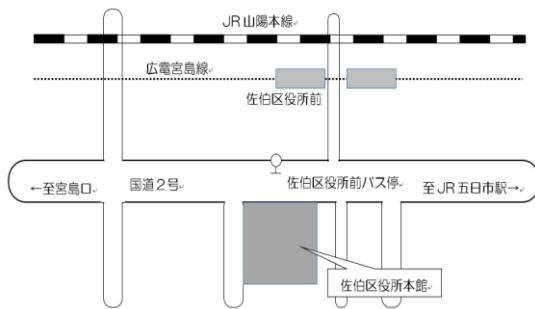


他3部屋



- ・JR可部駅から 徒歩約20分
- ・可部上市バス停から 徒歩約2分

### <ふれあい教室・西>



- ・JR山陽本線五日市駅から徒歩10分
- ・広電宮島線佐伯区役所前から徒歩1分
- ・広電バス佐伯区役所前から徒歩1分

### <ふれあい教室・東>



- ・広島駅新幹線口から 徒歩約15分
- ・愛宕町バス停から 徒歩約10分

# 専門家との連携（vol.1）

～スクールカウンセラー（SC）～

広島市教育委員会生徒指導課

生徒指導上の諸課題の解決に向けて、専門家との連携が必要な場合があります。各校に配置されている専門家の役割を把握することが、連携の第一歩であり、より効果的な学校と専門家の連携につながります。

今回は、心理の専門家であるスクールカウンセラーについてです。

## 心理の専門家であるスクールカウンセラー（以下、SC）

SCは、臨床心理士や公認心理師などの資格を持つ「心理の専門家」で、児童生徒に心理面からサポートを行います。様々な悩みや不安を抱えた児童生徒等に対して直接カウンセリングを行ったり、教職員、保護者等への助言・支援を行ったりします。

## SCの役割

SCは、心配な児童生徒に対する相談室でのカウンセリングや、学級など集団の中における児童生徒の行動観察等を通して、児童生徒の見立てを行います。そして、教職員に対して、課題を抱える児童生徒へのよりよい支援の在り方等を助言します。

また、発達障害等がある児童生徒の理解や支援方法、また、不登校、いじめ、暴力行為等の課題を示す児童生徒の内面の理解や支援・指導方法について、心理学的見地から教職員へ助言します。

## SCの具体的な活動及び、SCと連携する際の学校の留意点

### 1 カウンセリングを受けている児童生徒及び保護者への対応について

児童生徒へのカウンセリング	児童生徒の気持ちを受け止め、事実や状況を振り返らせながら、課題について児童生徒と共に確認し整理することを通して、自己理解を深めさせ、児童生徒自身の課題解決に向かう気持ちを高めます。
保護者へのカウンセリング	保護者の悩みや不安に寄り添いながら、児童生徒への関わり方を共に考えます。
児童生徒に関する情報の収集と教職員への情報提供	カウンセリング等で知り得た児童生徒についての情報を、必要に応じて教職員に提供し、連携を図ります。
教職員への助言・支援	授業や休憩時間に、児童生徒の集団における観察を行うなどして見立てを行い、具体的な支援方法について教職員へ助言します。
家庭訪問の実施	児童生徒の生活環境を把握し、広い視野から支援を行うため、管理職、関係教職員との十分な協議の上、必要性が認められる場合に実施します。
関係機関等との連携	児童生徒の状況に応じた関係機関等を選択し、児童生徒や保護者に対して、安心して利用できるように十分な説明を行います。 ※ 関係機関等への相談を児童生徒、保護者にすすめるにあたっては、誰からすすめるのがよいかを学校とSCとで協議します。 関係機関等と学校が連携する際は、学校からの求めに応じてSCが同行することもできます。



## POINT! (SC と連携する際の学校の留意点)

### ○ カウンセリングの事前事後の SC との打ち合わせ

事前の打ち合わせ



カウンセリング



事後の打ち合わせ



#### POINT!

- 学校の見立てや、これまでの取組内容などを伝える。
- 児童生徒に対する指導方針について、教員側も「自分はこう考える。」というものを持っておく。
- 児童生徒や保護者を、どうやって SC とつなぐかを協議する。
- 具体的なカウンセリングの持ち方などを協議する。  
(例) 児童生徒、保護者のどちらとカウンセリングするかなど

#### POINT!

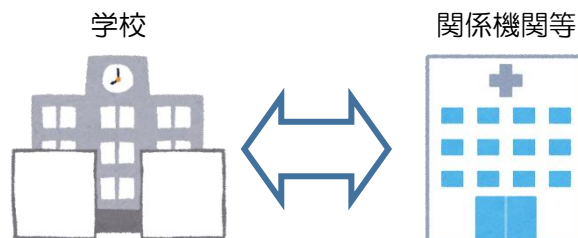
- カウンセリングの内容を共有する。
- 次回、SC 来校までの教職員による児童生徒への支援内容や、保護者との接し方を確認する。  
(例) 児童生徒や保護者への NG ワードなど
- 関係機関等との連携や、家庭訪問の実施などを検討する。

### ○ 保護者や関係機関等との連携

家庭訪問の実施



関係機関等との連携



#### POINT!

- 管理職、関係教職員は、SC の家庭訪問の必要性等について十分に協議する。
- 時間、場所、内容などについて、保護者の了解を得る。
- 原則、SC だけでなく、関係教職員も同行する。

#### POINT!

- 情報共有できるシステムを構築する。
- 学校が連携の全体をコーディネートしていく視点をもつ。
- 関係機関等を訪問する際は、必要に応じて SC に同行してもらう。

## 2 全ての児童生徒や学校全体への支援等について

<p>教職員への助言・支援</p>	<p>学校の「生徒指導委員会」等の会議へ出席し、課題の兆候を示す児童生徒を中心に予兆段階から見立てを行い、支援方針について教職員へ助言します。また、支援方針に沿って行われた支援について評価を行い、再び見立てを実施します。</p> <p>「学校いじめ防止委員会」に参加し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び認知したいじめへの適切な対応について助言等を行います。</p>
<p>担任（T1）、SC（T2）による授業</p>	<p>ストレスや悩みを抱えたときの対処法や SOS の出し方を身に付けるための授業を、担任（T1）と SC（T2）で行います。</p>
<p>授業中や休憩時間中の児童生徒の観察</p>	<p>カウンセリングを受けていない児童生徒についても、授業や休憩時間に、児童生徒の日常の様子を観察します。担任等から相談を受けている児童生徒や、行動を見て気になる児童生徒に対して、その場で面談を行ったり、担任等に助言をしたりします。</p> <p>「ふれあいひろば」に行き、児童生徒に声をかけたり、担当者へ助言・支援を行ったりします。</p> <p>※ こうした活動は、SC の存在を児童生徒へ知ってもらうことになり、カウンセリングへのハードルを下げることにつながります。</p>

### POINT!（SC と連携する際の学校の留意点）

#### 会議や委員会等



#### POINT!

- 単なる情報共有の場とするのではなく、方針等を協議する「作戦会議の場」とする。
- 「学校いじめ防止委員会」の協議では、被害児童生徒に対してだけでなく、加害児童生徒への支援という視点も持つ。

#### 授業



#### POINT!

- 子どものレジリエンス（心の回復力）を高めたり、困ったときに信頼できる人に助けを求めるなど、自ら SOS を出すことができる子どもを育成する目的で、SC との授業を実施する。

#### 生徒の観察



#### POINT!

- 事前に SC に観察してほしい児童生徒について共有しておく。
- 休憩時間等に一緒に児童生徒を観察するなどして、SC から児童生徒を見る視点等を学ぶ。
- 授業を見てもらった後に、気になっている児童生徒に対する効果的なアプローチなどを聞く。

# 専門家との連携 (vol.2)

## ～スクールソーシャルワーカー (SSW)～

広島市教育委員会生徒指導課

生徒指導上の諸課題の解決に向けて、専門家との連携が必要な場合があります。各専門家の役割を把握することが、連携の第一歩であり、より効果的な学校と専門家の連携につながります。

今回は、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについてです。

### 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー (以下、SSW)

SSWは、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ「福祉の専門家」で、児童生徒を環境面からサポートします。家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身健康上の課題など、学校だけでは解決が困難な事案に対して、家庭を支援するための専門的助言・援助をします。

#### SSWの役割

SSWは、問題を抱えている児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援を行います。支援にあたって、学校内のチームの支援体制を整えるとともに、関係機関や地域とのネットワークの構築・連携・調整を行います。

また、保護者への相談対応、教職員等に対する助言や、その他必要な情報提供・支援も行います。教職員等への研修活動への参画も役割の一つです。

### SSWの具体的な活動及び、SSWと連携する際の学校の留意点

課題の解消に向けたSSWの具体的な活動と支援の流れ

①情報収集・課題の発見と整理 (B:ベーシックアセスメント)	学校から要請があったケースについて、教職員や関係機関から情報を集めます。そこで得た情報から、なぜこのような状態に至っているのかをアセスメントし、適切な援助につなぐために情報の整理をします。 ※学校は、SSWに伝えるための情報を整理します。
②支援方針・方法等を検討 (P:プランニング)	SSWと学校は、ケース会議や関係者会議を開催し、参加者が「児童生徒の最善の利益のためにどうすればいいのか」という視点で、ケースにあった支援方針と方法を考え、役割分担をします。 ※学校は、事前に課題点や相談内容等を整理しておきます。
③具体的な支援の実践 (D:援助の実施)	参加者が共通認識のもと自らの役割を実行します。SSWと学校は、得られた情報を集約しつつ、全体の流れを把握していきます。
④支援の評価・分析 (C:チェック)	ケース会議や関係者会議で、参加者は行った支援の結果を評価し、見直しをします。ケースが好転した場合は、終結を検討します。
⑤再アセスメント (A:改善)	状況が好転しない場合は、SSWと学校、関係機関等が再度情報収集を行い、課題を整理します。

# POINT! (SSWと連携する際の学校の留意点)

## ○ スクールソーシャルワークにおける学校とSSWとの連携

### 「派遣要請書」の提出



### 校内チーム支援体制の構築



### 関係機関とのケース会議の開催



#### POINT!

- 課題を抱える児童生徒や保護者への支援を考える中で、関係機関や地域の社会資源と繋げる必要性があると判断したときや、家庭での課題が児童生徒の支援に影響を与えてと思われるときに、「SSW派遣要請書」を教育委員会に提出する。
- 児童生徒の状況は毎年変わるため、派遣要請書は年度ごとに提出する。

#### POINT!

- 派遣されたSSWに、学校がこれまで行ってきた支援や、家庭が抱えている課題を伝える。
- SSWに支援を任せるのではなく、校内チームの一員として一緒に支援を進める。
- 学校とSSWとの連携の窓口となるキーパーソンを決定する。
- 誰が何をするのか役割分担をする。

#### POINT!

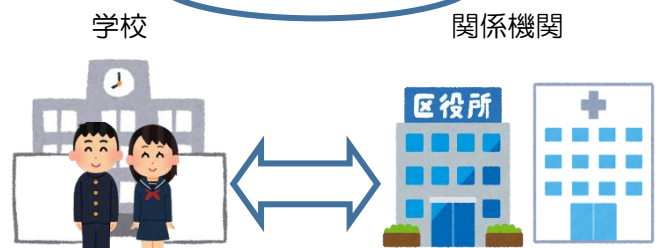
- 連携する関係機関の専門性や役割、相互の立場を理解した上で、協同して解決にあたる。
- 事前に学校としての取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容を考えたうえで、参加者と相談し連携する。
- 必要に応じて、定期的を実施する。その際は、次回開催日や参加機関がいつまでに何をやるのかなどを確認する。

## ○ 保護者の相談対応や関係機関等との連携

### 保護者への相談対応



### 関係機関等との連携



#### POINT!!

- 管理職、関係教職員、SSWは、保護者との相談の必要性や内容について十分に協議する。その後、時間、場所、内容などについては、保護者の了解を得る。
- 必要に応じて、SSWだけでなく、関係教職員も参加する。(最終的には、教職員と保護者が繋がることが必要)
- SSWに家庭訪問を依頼する際は、必要に応じて教職員が同行するようにする。

#### POINT!

- 学校は、児童生徒の最善の利益のために、児童生徒及び保護者が、どの関係機関からの支援が必要なのか、SSWの助言や情報提供をもとに検討・判断する。
- 関係機関を訪問する際は、必要に応じてSSWに同行してもらう。
- 学校がすべきことと、SSWに依頼することについて内容を確認しておく。

○以下のような活動は学校が主体となって行ってください。

- 児童相談所への虐待通告
- 所在不明や長期間会えていない児童生徒の現認
- 諸費の徴収
- 児童生徒の進路指導に関わる手続き など